一人ひとりが“いきいき”と輝くために

福岡市男女共同参画シンボルマーク

福岡市
男女共同参画基本計画
（第３次）

概 要 版

平成28年度～平成32年度

ところで男女共同参画って何？

「男女共同参画の視点」で考えてみると・・・

いわゆる「男らしさ」「女らしさ」って何？
地域のリーダーになぜ女性が少ない？
家事や育児・介護は誰がするの？
防災・防犯で、男女のニーズの違いは何？
配偶者等からの暴力（DV）は我慢すべき？

福 岡 市

「男女共同参画社会」とは

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

家庭では…

- 一人ひとりが自立しながら、互いに協力して家事や育児、介護などを担っています。
- 性別にとらわれず、子どもたちの個性や自主性が大切にされています。

学校では…

- 性別にとらわれない、個性や自主性を尊重した教育が行われています。
- 個人の能力や関心にあった進路や職業の選択ができるキャリア教育を行っています。

地域では…

- 方針決定に男女がともに参画し、災害にも強い安全・安心な活力ある住みよいまちづくりに取り組んでいます。
- 子育てや介護などを支え合い、一人ひとりが安心して暮らしています。

職場では…

- 採用、昇進、賃金などの男女の格差はありません。
- セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントはありません。
- 仕事と生活のバランスが取れ、一人ひとりがゆとりと充実感をもって働いています。

計画の概要

福岡市男女共同参画基本計画（第３次）とは

男女共同参画社会の実現に向けた基本的な考え方「福岡市男女共同参画を推進する条例」※に基づき、施策や市民の皆さんとの共働の取組などを総合的、計画的に進めるための基本的な計画で、男女共同参画のまちづくりの「設計図」にあたるものです。計画期間：平成28年度～平成32年度

※条例の基本理念
- 男女の人権の尊重
- 社会における制度または慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への男女共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調

第３次基本計画の体系

６つの基本目標、それらの実現に向けて取り組むべき「施策の方向」を明らかにし、その方向性に沿って今後５年間に推進する「具体的施策」を示しています。

DV防止法との関連

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に基づき、基本目標２「施策の方向１　配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護」の部分を、福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（福岡市DV基本計画）と位置づけています。

女性活躍推進法との関連

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき、基本目標３と基本目標４の部分を、福岡市働く女性の活躍推進計画と位置づけています。

数値目標

		【目標値（平成32年度）】	【現状値】
(1)	社会全体で見た場合の男女の地位の平等感	30%	14.3%（平成25年度）
(2)	固定的性別役割分担意識の解消度	女性75% 男性70%	女性66.0% 男性60.9%（平成26年度）
(3)	福岡市の企業における女性管理職比率	12%	10.0%（平成26年度）
(4)	福岡市役所における女性管理職比率	15%程度	11.0%（平成27年度）
(5)	福岡市の審議会等委員への女性の参画率	40%	33.7%（平成27年度）
	女性委員のいない審議会等の数	0	２（平成27年度）

計画の体系図

基本目標	施策の方向	具体的施策
基本目標1 男女平等意識が浸透した社会を目指します	1 男女平等教育の推進 重	(1) 学校教育における男女平等教育の推進 (2) 教育に携わる者への研修の充実
	2 男女共同参画推進センターを中心とした啓発・学習の全市的展開	(3) 男女共同参画推進センターにおける取組の推進 (4) 拠点施設としての支援の充実 (5) 区役所、人権啓発センターにおける取組の推進 (6) 公民館における取組の推進 (7) 男女共同参画に関する調査・研究 (8) 男女共同参画に関する広報と情報提供
	3 市民等との連携・共働の推進	(9) 市民団体、NPO、自治協議会等との連携・共働 (10) 大学との連携 (11) 報道機関との連携
	4 国際理解・交流の推進	(12) 男女平等に関する国際理解の推進 (13) 在住外国人女性への支援
基本目標2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します	福岡市DV基本計画 1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護 重	(14) 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発 (15) 相談体制の充実 (16) 保護体制の充実 (17) 被害者の自立のための支援 (18) 関係団体との連携
	2 セクシュアル・ハラスメント等及び性犯罪の防止	(19) セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発 (20) 市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止 (21) 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止 (22) 相談の充実 (23) 性犯罪被害の防止及び犯罪被害者への支援
	3 生涯にわたる健康支援	(24) 青少年に対する支援、意識啓発 (25) 母性の社会的重要性に関する認識の浸透 (26) 妊娠・出産に関する健康管理の支援 (27) ライフステージに応じた心身の健康管理の支援
	4 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(28) ひとり親家庭等への支援の充実 (29) 高齢者、障がい者等が安心して暮らすための支援 (30) 経済的な困難を抱えた人の自立支援

福岡市働く女性の活躍推進計画

基本目標	施策の方向	具体的施策
基本目標3 仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 重	(31) 企業等への啓発及び取組支援 (32) 育児・介護休業制度等に関する広報と情報提供 (33) 仕事と生活の調和のとれた生き方の普及 (34) 市役所における意識啓発
	2 男性の家庭・地域への参画促進 重	(35) 男性への意識啓発と、家庭生活や地域活動への参画促進 (36) 生活的自立のための様々な学習機会の提供 (37) 男性相談の充実
	3 子育て・介護支援の充実 重	(38) 多様なニーズに対応した保育サービス等の充実 (39) 子育て支援の充実 (40) 介護支援の充実
基本目標4 働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します	1 企業における女性活躍推進の支援 重	(41) 企業等への啓発 (42) 企業の女性活躍推進の取組支援
	2 働く女性への支援 重	(43) 働く女性の能力向上、キャリアアップ支援 (44) 働く女性への労働に関する広報と情報提供 (45) 相談の充実
	3 女性の就業・起業支援 重	(46) 就業意識の啓発と職業能力の向上 (47) 女性の起業支援 (48) 再就職の支援
基本目標5 政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します	1 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進 重	(49) 審議会等への女性の参画促進 (50) 市役所における男女共同参画の推進
	2 あらゆる分野の意思決定過程への女性の参画促進	(51) 企業における女性の参画促進 (52) 農林水産業の分野における女性の参画促進 (53) 地域における女性の参画促進
基本目標6 地域において男女が共に支えあい、安全・安心で住みよい地域社会を目指します	1 地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援 重	(54) 地域の主体性を尊重した男女共同参画の推進と男女共同参画協議会等の活動支援 (55) 自治協議会等を中心とした男女共同参画意識の浸透
	2 地域活動の方針決定過程への女性の参画促進 重	(56) 自治協議会等への女性役員の参画促進 (57) 地域の女性リーダー育成と活躍支援
	3 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	(58) 市民への意識啓発

重 は重点的に取り組む施策

基本目標１　男女平等意識が浸透した社会を目指します

市民一人ひとりが従来の固定的性別役割分担意識を解消し、多様な生き方を選択でき、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

○性別による固定的役割分担意識（男は仕事、女は家庭を守るべきである）

女性（H26）
- そう思う・どちらかといえばそう思う　32.7%
- そう思わない・どちらかといえばそう思わない　66.0%

男性（H26）
- そう思う・どちらかといえばそう思う　38.1%
- そう思わない・どちらかといえばそう思わない　60.9%

固定的性別役割分担意識の解消度は、平成26年度と平成20年度を比較してもほとんど変化がみられません

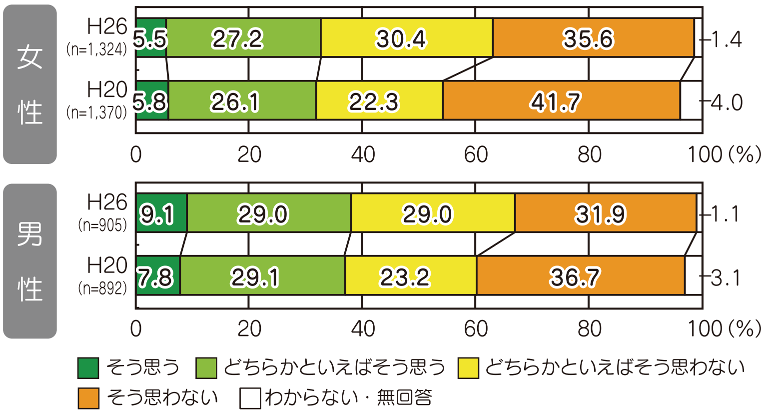

資料：平成26年度福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査
　　　平成20年度福岡市市政に関する意識調査

主な取組

学校での男女平等教育の推進
男女共同参画や性別にとらわれない職業選択について学ぶ出前セミナーを中学校で実施

アミカスを中心とした啓発
市民や企業の啓発に向けた講座・講演会の実施や、男女共同参画を推進する地域活動・市民活動を支援

基本目標２　女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します

配偶者等からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などあらゆる暴力が根絶され、男女が性別による差別的な取扱いを受けないなど、真に男女の人権が尊重されるとともに、貧困、高齢、障がい等により困難を抱える人が安心して暮らせる社会を目指します。

被害者の多くは女性で、内閣府の調査によると、女性の約4人に1人はDV被害を受けた経験があると答えています

○配偶者等から暴力を受けた経験

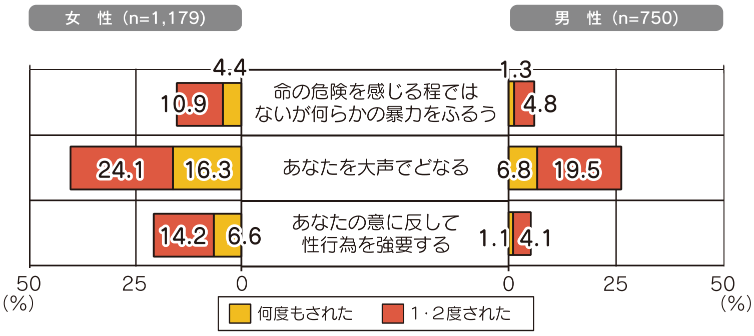

○配偶者等から暴力を受けた際に実際に我慢した人の割合

女性43.8%（n=669）	男性48.7%（n=310）	全体45.3%（n=986）

資料：平成25年度福岡市男女共同参画社会に関する意識調査

主な取組

意識啓発の充実、相談窓口の周知
講座や市政だより、ホームページ等、様々な機会をとらえてあらゆる世代への広報、啓発を実施

関係機関の連携
各区家庭児童相談室、配偶者暴力相談支援センター、アミカス相談室などの関係機関が連携し、被害者の立場に立った切れ目のない支援を実施

基本目標３　仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します

長時間労働など従来の働き方を見直すことにより、互いに責任を分かち合いながら、家事・育児・介護等へ参画し、地域活動や自己啓発など多様な選択のもとに、仕事と生活の調和が図られた、男女がともに暮らしやすい社会の実現を目指します。

○男性が育児休業・介護休業・子の看護休暇を取得することについて

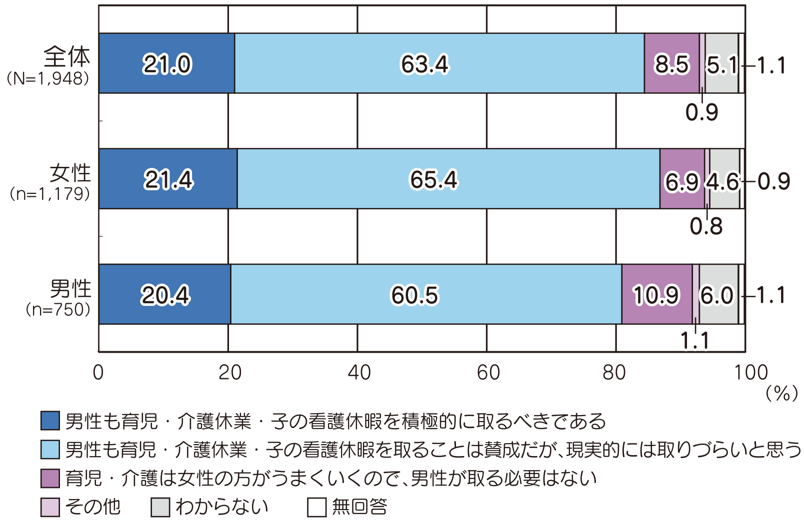

資料：平成25年度福岡市男女共同参画社会に関する意識調査

育児、介護休業や子の看護休暇を取りやすい職場環境づくりが必要です

主な取組

企業への啓発と取組支援
働き方改革などに取り組む地場企業を契約上優遇する制度を設けるなど、企業におけるワーク・ライフ・バランスを促進

働く人の介護サポートセンター事業
働く人が仕事と介護の両立に関する必要な情報やアドバイスが得られるよう、平日の仕事帰りや休日に相談できる窓口を設置

基本目標４　働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します

企業において女性活躍推進の取組が進み、働く場における男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、働きやすい職場環境がつくられ、男女がその能力を十分に発揮することで企業活動も活性化し、活力ある社会となることを目指します。

○女性の年齢階級別の就業率・潜在的就業率（福岡市）

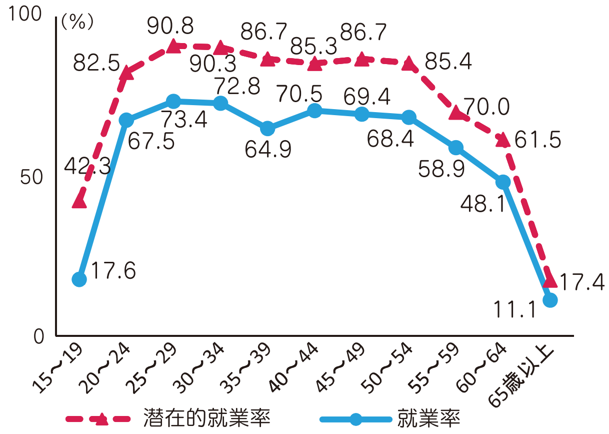

資料：総務省「平成24年度就業構造基本調査」

○企業の女性活躍推進へ向けた取組状況

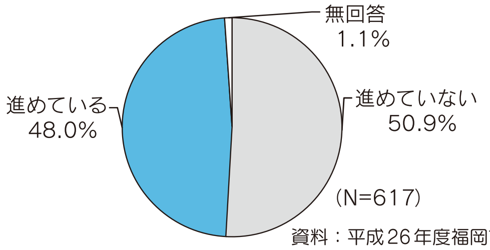

資料：平成26年度福岡市女性労働実態調査

出産・育児を機に
仕事を辞める女性が
多い現状が見られます

主な取組

企業への啓発と取組支援
女性活躍推進に取り組む企業を紹介する「見える化」サイトの創設や、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援、企業の女性リーダー育成研修を実施

女性の再就職・起業支援
再就職や技能・資格習得のための講座、起業支援セミナーなどを開催

基本目標５　政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します

市の政策・方針決定過程や職場などあらゆる分野の意思決定過程に男女が共に参画することで、新しい視点が提起され、様々な人の立場を考慮した政策等の立案･実施が可能になる社会を目指します。

○福岡市の審議会等委員への女性の参画状況の推移

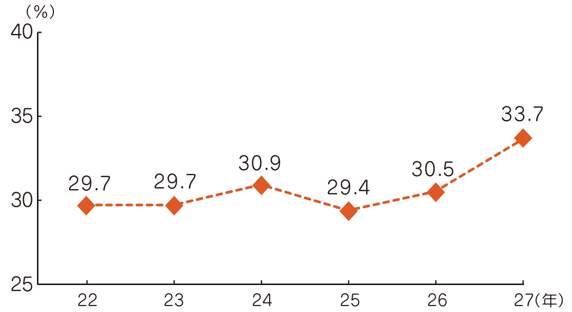

注：各年６月１日現在　資料：市民局男女共同参画課

○福岡市職員における女性の割合の推移（一般行政職）

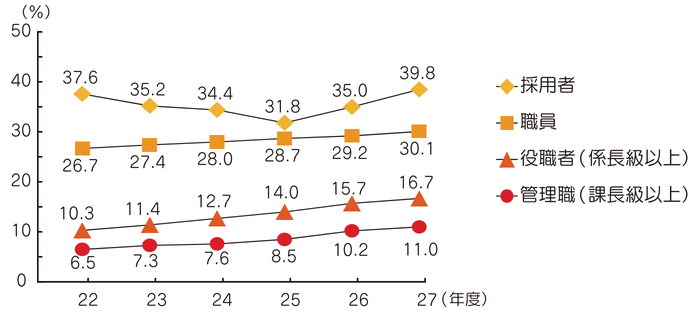

注１：採用者の数は採用年度ベース
注２：職員数及び役職者、管理職の数は５月１日現在の数　資料：総務企画局人事課

市の政策・方針決定過程への女性の参画は十分ではありません

主な取組

福岡市特定事業主行動計画に基づく女性職員活躍の推進

女性職員のチャレンジ支援と、男女共に仕事と家庭が両立できる働きやすい職場環境づくりを推進

福岡市男女共同参画推進協議会

市役所の推進組織である同協議会において、審議会等委員への女性の参画促進等、市の男女共同参画施策を総合的に推進

基本目標６　地域において男女が共に支えあい、安全・安心で住みよい地域社会を目指します

地域において、男女が共に日常の活動や意思決定の場に参画し、高齢者、子ども、障がい者、安全･安心のまちづくりなど様々な地域課題の解決に手を携えて取り組むことで、住みよい豊かな地域社会づくりを目指します。

○地域における諸団体の長等への女性の参画状況

（7月1日現在）

団体名＼年度	27年度 総数（人）	27年度 女性数（人）	27年度 女性の割合（％）
自治協議会（自治連合会）（※）	149	3	2.0
公民館長	146	34	23.3
青少年育成連合会（※）	149	39	26.2
交通安全推進委員会（※）	147	9	6.1
体育振興会（※）	149	11	7.4
ごみ減量・リサイクル推進会議（※）	149	24	16.1
人権尊重推進協議会（※）	144	19	13.2
社会福祉協議会	145	44	30.3
老人クラブ連合会	142	9	6.3
子ども会育成連合会	101	44	43.6
市立小学校ＰＴＡ	143	7	4.9
市立中学校ＰＴＡ	69	3	4.3
地区民生委員・児童委員協議会	104	70	67.3
合　計	1,737	316	18.2

（参考）

男女共同参画協議会（※）	146	136	93.2

※団体の名称は各校区により異なるため、一般的に使用されている名称を記載している
（｢自治連合会｣は｢自治協議会｣未設立校区のみカウント）　資料：市民局男女共同参画課

地域における諸団体等の長への女性の就任率は未だ低いです

主な取組

みんなで参画ウィーク

毎年 11 月 3 日～9 日を「みんなで参画ウィーク」とし、男女共同参画について考えるきっかけとなるよう、週間にあわせて様々な広報や啓発活動を実施

地域女性活躍チャレンジ塾

地域で活動している女性を対象に、学習機会･交流の場を提供し、女性のリーダー候補を応援

［発行］福岡市市民局男女共同参画課
〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目８番１号 TEL092-711-4107 FAX092-733-5785

201605